

公正取引委員会

公正取引委員会

表3 - 1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日策定）	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成20年4月1日から23年3月31日までの3年間
	事前評価の対象等	<p>事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。</p> <p>施行令第3条第6項の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同施行令第3条第6項において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。</p>
	事後評価の対象等	事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	政策評価の結果の政策への反映	<p>政策所管課等は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算（定員等を含む。）要求、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。</p> <p>政策所管課等は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課及び各部署筆頭課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。</p> <p>政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。</p>
国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	基本計画、評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望を受け付け、公正取引委員会の政策評価等に適切に反映させるものとする。	
実施計画の名称	平成20年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成20年3月28日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>実績評価：5施策等（成果重視事業1件を含む） 総合評価：3施策等（成果重視事業1件を含む）</p>
	未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表3 - 2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数
事前評価		事業評価方式：1件 (規制) (表3-3-ア)	便益が費用を上回る 1	評価結果を踏まえ、規制の新設 又は改廃に係る法案を国会に 提出した 1
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式：5件 (成果重視事業1件含む) (表3-3-イ)	これまでの取組を 引き続き進める 0	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】 0
			これまでの取組の 改善・見直しを行う 5	評価結果を踏まえ、評価対 象政策の改善・見直しを行っ た(することとした又はする 予定) 【改善・見直し】 5
		うち機構・定員要求に反映 3		
		機構要求に反映 2		
	総合評価方式：3件 (成果重視事業1件含む) (表3-3-ウ)	これまでの取組を 引き続き進める 2	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 2	うち概算要求に反映 0
				うち機構・定員要求に反映 0
		これまでの取組の 改善・見直しを行う 1	評価結果を踏まえ、評価対 象政策の改善・見直しを行っ た 【改善・見直し】 1	うち概算要求に反映 1
うち機構・定員要求に反映 0				
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし			
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	該当する政策なし			
その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)	該当する政策なし			

表3 - 3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る1政策について評価を実施し、その結果を「規制の事前評価」として平成21年2月26日に公表。

表3 - 3 - ア 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	会社の株式取得についての事前届出制度の導入、株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等、共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入等

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表3 - 4 - 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成20年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の5事業を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として平成20年8月25日に公表。

表3 - 3 - イ 実績評価方式により事後評価した政策

評価対象政策		評価結果の反映状況
施策1 迅速かつ実効性のある法運用		
1	企業結合の審査(平成19年度)	改善・見直し
2	独占禁止法違反行為に対する措置(平成19年度)	改善・見直し
施策2 ルールある競争社会の推進		
3	下請法違反行為に対する措置(平成19年度)	改善・見直し
4	下請法違反行為に対する措置(平成17年度～19年度)【成果重視事業】 - 役務委託等の下請取引分野における発注書面交付率の向上 -	改善・見直し
5	景品表示法違反行為に対する措置(平成19年度)	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表3 - 4 - 参照。

- (2) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成20年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の3事業を対象として評価を実施し、その結果を「総合評価書」として平成20年8月25日及び21年3月31日に公表。

表3 - 3 - ウ 総合評価方式により事後評価した政策

評価対象政策		評価結果の反映状況
施策1 迅速かつ実効性のある法運用		

1	独占禁止法違反行為に対する措置 - 大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を排除した後の取引の適正化の状況 -	引き続き推進
施策2 ルールある競争社会の推進		
2	景品表示法違反行為に対する措置 - 景品表示法違反事件処理の一般消費者に対する影響	引き続き推進
施策3 競争環境の積極的な創造		
3	法令遵守意識の向上(成果重視事業) - 入札談合の防止に係る発注機関における法令遵守意識の向上等 -	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表3 - 4 - 参照。

政策体系(公正取引委員会)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

基本目標

一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達

政策

公平かつ自由な競争の促進

施策

